【規程番号　神女大Ｖ－001】

神戸女子大学学位規程

（目 的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）の規定に基づき、神戸女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の授与要件）

第２条　本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

２　本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

３　前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する。

（専攻分野の名称）

第３条　学士の学位を授与するに当たっては、別表第１に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

２　修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第２に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位授与の申請）

第４条　大学院の学生が学位の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出するものとする。

（1）修士の学位授与の申請にあっては、修士論文（神戸女子大学大学院学則第 22 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）および論文等の要旨

（2）博士の学位授与の申請にあっては、学位論文審査願、博士論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書

２　第２条第３項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位論文審査願に前項に規定する博士論文等及び学位論文審査手数料 80,000 円を添えて学長に提出するものとする。

３　学位論文は１編とし、修士論文は３部、博士論文は３部提出するものとする。なお、参考として他の論文を添付することができる。

４　審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

５　受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

（学位論文の審査）

第５条　学長は、前条の規定により学位授与の申請があったときは、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に受理の可否を付託し、可とされた場合は、その審査を付託しなければならない。

（審査委員会）

第６条　研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

2　審査委員会は、当該研究科委員会で選出された教員３名以上で構成するものとする。ただし、必要があるときは、研究科長は他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。この場合、研究科長は研究科委員会の意見を聴くことができる。

3　審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を行う。

4　試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連ある科目について筆記試験又は口頭試験により行う。

5　前項に規定する口頭試験は、原則として公開とする。

第７条　（削除）

（学力の確認）

第８条　第２条第３項に規定する大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口頭試験により行うものとする。

2　大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから３年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、学力の確認を免除することができる。

（審査期間）

第９条　第２条第２項に規定する者の博士論文の審査及び試験は、原則として学生の在学期間中に終了しなければならない。

2　第２条第３項に規定する者の博士論文の審査及び学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から１年以内に終了しなければならない。

（審査の結果の報告）

第10条　審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、次に掲げる書類に学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに研究科委員会に報告しなければならない。

(1) 修士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果

(2) 博士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果又は学力の確認の要旨

（学位授与の決議）

第11条　研究科委員会は、前条に規定する報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、議決しなければならない。

2　前項の議決は、委員の３分の２以上の出席を必要とする。

3　学位の授与を決議するときは、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。

4　研究科委員会が第１項の決議をしたときは、研究科長は、決議の結果を意見として学長に述べなければならない。この場合、文書をもって意見を述べるものとする。

（学位の授与）

第12条　学長は、研究科長の意見を聴き、学位記を授与する。

2　学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位授与の報告）

第13条　学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から３か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（博士論文の要旨の公表）

第14条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３か月以内にその博士論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならな

い。

（博士論文の公表）

第15条　博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から１年以内に本学の協力を得てその博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、本学の承認を得て、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

３　学位を授与された後に、博士論文を公表する場合には、神戸女子大学において審査を受けた博士論文であることを明記しなければならない。

（学位の名称）

第16条　本学の修士又は博士の学位を授与された者が、修士又は博士の学位の名称を用いるときは、「神戸女子大学」と付記するものとする。

（学位の取消し）

第17条　本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き、修士又は博士の学位を取消すものとする。

(1) 不正の方法によって修士又は博士の学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) その名誉を汚す行為があったとき。

（学位記の様式）

第18条　学位記の様式は、別記様式第１号から別記様式第５号までとする。

（改 廃）

第19条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

別表第１（第３条第１項関係）

学士の学位に付記する専攻分野

学部名	学科・課程	専攻分野の名称
文学部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史学科	歴史学
教育学部	教育学科	教育学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
	健康スポーツ栄養学科	栄養学
家政学部	家政学科	家政学
	管理栄養士養成課程	栄養学
看護学部	看護学科	看護学
心理学部	心理学科	心理学

別表第２（第３条第２項関係）

修士及び博士の学位に付記する専攻分野

研究科名	専攻	専攻分野の名称	
		修士	博士
家政学研究科	食物栄養学専攻	食物栄養学	食物栄養学
	生活造形学専攻	生活造形学	生活造形学
文学研究科	日本文学専攻	日本文学	日本文学
	英文学専攻	英文学	英文学
	日本史学専攻	日本史学	日本史学
	教育学専攻	教育学	教育学
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	健康栄養学	－
看護学研究科	看護学専攻	看護学	看護学
心理学研究科	心理学専攻	心理学	－

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。（博士課程新設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 9 月 16 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。ただし、別表第２の表中「英文学専攻」「博士課程」欄の「英文学」については、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項については、平成 4 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。（社会福祉学科設置に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。（別記様式第１（学士の学位記）変更に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

別記様式第2（博士前期課程修了の学位記）

別記様式第3（博士後期課程修了の学位記）

別記様式第4（博士の学位記）の変更に伴う改正

附 則

第１条　この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第２条　この規程の施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学科・専攻・課程		専攻分野の名称
文 学 部	文学科	国文学専攻	国　文　学
		英文学専攻	英　文　学
	史　　学　　科		歴　史　学
	教　育　学　科		教　育　学
	社 会 福 祉 学 科		社会福祉学
家政学部	家　政　学　科		家　政　学
	管理栄養士養成課程		栄　養　学

附 則

第１条　この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第２条　この規程の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
文　学　部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	神戸国際教養学科	国際教養学
	史　　学　　科	歴　　史　　学
	教　育　学　科	教　　育　　学
健康福祉学部	健 康 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学
家 政 学 部	家　政　学　科	家　　政　　学
	管理栄養士養成課程	栄　　養　　学

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2（健康栄養学研究科の設置に伴う改正）

別記様式第 5（(修士課程修了の学位記）の追加）

附 則

第１条　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（神戸国際教養学科の名称変更に伴う改正）

第２条　神戸国際教養学科は、改正後の第３条に定める別表第１に掲げる学科・課程にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在籍した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとし、従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第２（看護学研究科設置に伴う改正）

附 則

第１条　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（心理学部設置に伴う改正）

第２条　この規程の施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
文　学　部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史　学　科	歴　史　学
	教　育　学　科	教　育　学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
	健康スポーツ栄養学科	栄　養　学
家政学部	家　政　学　科	家　政　学
	管理栄養士養成課程	栄　養　学
看護学部	看　護　学　科	看　護　学

附 則

第１条　この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（教育学部設置に伴う改正）

第２条　この規程の施行前から本学に在籍する学生及びこれに準ずる学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
文　学　部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史　学　科	歴　史　学
	教　育　学　科	教　育　学

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
健康福祉学部	社 会 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学
	健康スポーツ栄養学科	栄　養　学
家 政 学 部	家　政　学　科	家　政　学
	管理栄養士養成課程	栄　養　学
看 護 学 部	看　護　学　科	看　護　学
心 理 学 部	心　理　学　科	心　理　学

附　則

この規程は、令和８ 年４ 月１ 日から施行する。

別表第２（心理学研究科設置に伴う改正）

別記様式第１（学士の学位記）

学位記

氏名

年月日生

本学○○学部○○学科所定の課程を修め
本学を卒業したので学士（○○）の学位を
授与する

年月日

神戸女子大学長 ㊞

第

号

別記様式第２（博士前期課程修了の学位記）

学位記

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程
において所定の単位を修得し学位論文の審査
及び最終試験に合格したので修士（○○）の
学位を授与する

年月日

神戸女子大学長 ㊞

第

号

別記様式第３（博士後期課程修了の学位記）

学位記

氏名　　年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する

論文題目

年月日

神戸女子大学長　㊞

第　　号

別記様式第４（博士の学位記　論文博士）

学位記

氏名　　年月日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

論文題目

年月日

神戸女子大学長　㊞

第　　号

別記様式第５（修士課程修了の学位記）

学位記

氏名

年月日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

年月日

神戸女子大学長 ㊞

第　　号